

金目川そぞろ歩き <その3> 春嶽山地上権設定

2018.01

金目川の水源地一帯は、個人の所有地でした。この地は、森林資源が豊富な山林地帯であると共に金目川の水源地帯です。ここからの湧水や雨水は集められ金目川となり、流域の水田地帯を潤してきました。水資源保護のため、一帯は禁伐地帯と指定されてきましたが、個人的な伐採申請により内務部長から伐採許可が得られれば、伐採は可能でした。

平塚市史6 資料編 近代(2) 382pによると、明治29年3月 東京府下荏原郡大井村に住まう平林九兵衛から「大住郡東秦野村蓑毛春嶽山雑木伐採」の願い出が「内務部長」宛に申請されました。

大住郡長から内務部長に宛てられた文書の大意は次の通りでした。申請書には『樹種員数等ヲ記載シ、図面ヲ添エ』である。しかし、『該山ハ面積百余町歩ニ涉リ地形険岨ニシテ、幾万ノ樹木容易ニソノ種類員数ヲ調査スベキニアラズ』とあり、申請の土地は広大で、しかも険しい山地なので、伐採の樹木やその本数を数えることは困難を極める。と、申請書の内容に疑義が記されています。

続けて、『金目川ハコノ年減水ニ傾キ、沿岸諸村用水欠乏ニ困難ヲ感ズル場合、該山ノ伐採ハ甚ダ不用意ノ事ニシテ、コレヲ従来ニ徴スルモ、伐木ノ結果ハ溪谷ノ湧水ヲ減却シ、ハナハダシキハ枯渴セシムルニ至ル实例コレ有候由ニ付、御許可相イ成ラズ様才取り計ライ相イナサリタク…』とあります。

他の文書には、『該山ハ溪谷ゴトニ湧水ヲ生ジ、故ニ金目川ノ源水トナリ、然ルニ雑木伐採スル時ハ湧水ヲ減ズルヤモハカリ難ク、モシ、流水枯渴スル時ハ金目川沿道町村ニ於テ田用水ニ不足ヲ生ジ、人方ナラザル困難ヲ極ルモノナリ (他ノ地所ニシテ樹木アリタルヲステニ数十年前伐採シタルトコロアリ、ソノ後湧水ヲ減ジ今ハ枯渴セリ)』とあります。

樹木の伐採が水源を枯渇させ下流地域の農業に著しい結果を及ぼしかねない。と、实例を挙げて危惧がつづられています。

その後、流域の諸村は、水資源の保護と水害を防ぐため所有者と交渉を重ね、一帯に植林を施すことを条件として地域自治体と所有者との間で「所有権設定」の契約を結ぶことになりました。

その経緯を「横浜貿易新報」(現・神奈川新聞)の記事と「地上権設定契約書」を記します。

時代は、明治45年の事です。

春嶽山地上権設定成立 近く植林着手

中郡東秦野村にある春嶽山実測反別百四十四町七反歩は、足柄下郡小田原町曾我重造の所有地なるが、同山林は乱伐の結果草山と化し、同地方を貫通せる金目川は毎年八、九月頃一再ならず水量激増し、沿岸秦野町、東秦野、大根、土沢、金目、岡崎、城島、豊田、金田、旭の十ヶ町村の被害多大にして、関係町村の困難尋常ならず、何れも治水上春嶽山植林事業を望めるも其時機にいたらざりしが、昨年来沿岸地主は山林所有者曾我重造に内交渉を試みたるに、条件に依れば地上権設定植林承諾を与ふる模様なるより、白根中郡長は本年度の郡費予算に春嶽山造林補助費一千円の原案を提出したるに、満場一人の異論者なく可決したるより、関係町村にても大いに喜び、昨年暮れより曾我重造と度々会合交渉を重ねたる結果、此頃交渉纏り地上権設定するにいたりたり、其契約の重なる条件は、地上権契約期間は百六十年間、造林は本年より来年に掛けて七十余町歩残部は悪木伐採し順次造林整理をなす事とし、向ふ二十ヶ年間に全部植林の予定にて、収益の都合は地主たる曾我重造氏四分、関係町村の地上認者六分なりと、該事業に付ては国庫より三百八十余円、県費より一千余円の補収を受くるものなれば、本年度経費は充分ある見込みなりと云ふ

＜「横浜貿易新報」明治45年（1912）3月21日＞

金目川下流域の農業経営を維持するには、金目川の水量を確保し、洪水をくい止めなければなりません。そのためには、水源地である春嶽山の森林を伐採する事ではなく、植林事業を進めることが肝要である。との観点で、地主足柄下郡小田原町曾我重造と金目川流域の町村長との間で、次の地上権設定の契約が交わされました。

地上権設定契約書 (要点のみ)

神奈川県中郡東秦野村西田原・・・古木利三郎、全秦野町上大槻・・・大野與五右衛門、全大根村北矢名・・・平井守蔵、全土沢村上吉沢・・・濱田久五郎、全金目村北金目・・・柳川藤助、全金目村南金目・・・宮田寅治、全岡崎村・・・佐藤奥次郎、全城島村城所・・・中野善造、全豊田村小嶺・・・福井道之助、全金田村寺田縄小泉弥太郎、全旭村出縄・・・須藤源次郎ノ拾壹名ト、神奈川県足柄下郡小田原町・・・曾我重造トノ間ニ、別紙目録記載ノ不動産上ニ、左ノ条件ヲ以テ地上権設定ノ契約ヲ為ス

第壹条 曾我重造ハ、其ノ所有ニ係ル別紙目録記載ノ土地上ニ造林ヲ為ス目的ヲ以テ、古木利三郎外拾名ニ無償ニテ其土地ヲ使用スル権利ヲ付与ス、地上権者ハ、前項土地上ノ山林ハ保安林ナルコトヲ承認ス

第貳条 地上権ノ存続期間ハ明治四拾五年参月壹日ヨリ明治二百〇五年弐月尽日ニ至ル百六拾年間トス

此期間ハ、当事者協議ノ上伸縮スルコトヲ得

第參条 地上権者ハ、全地積ヲ区分シテ造林スルモノトス、樹種ノ選択及苗木植付等ハ、地上権者ニテ為シ、明治四拾五年參月壱日ヨリ明治六拾五年壱月尽日ニ至ル貳拾箇年間ニ完成ス

．．．

第四条 省 略

第五条 地上権者ハ造林ニ関スル費用ヲ負担シ、之ニ対スル官公費ノ補助金、又ハ寄付金等ヲ受ク

土地所有者ハ、土地ニ対スル租税其他ノ公課ヲ負担ス

第六条 省 略

第七条 植付ヨリ拾五年後ニ其区分ニ対スル間伐ヲ為シ三拾年後ニ主伐ヲ為ス、此期限ハ事情ニ依リ変更スルコトヲ得

壱年ノ伐採区域ハ、五町歩以内トス

第八条 伐採地ニハ、其次年ニ造林ス

．．．

第九条 主伐及間伐木ハ、地上権者ニ於テ競売ニ附シ、其純収入ノ拾分ノ六ヲ地上権者ノ所得トシ、拾分ノ四ヲ土地所有者ノ所得トス

第十条 ～ 第拾貳条 省 略

第拾參条 地上権者カ所定ノ造林ヲ為ササルトキハ、土地所有者ハ地上権ヲ解除スルコトヲ得

第拾四条 ～ 第拾六条 省 略

本契約ハ、正本式通ヲ作製シ、当事者ニテ各壱通宛ヲ所持ス

明治四拾五年參月壱日

神奈川県足柄下郡小田原町．．	土地所有者	會 我 重 造 印
神奈川県中郡東秦野村西田原．．	地上権者	古 木 利 三 郎 印
全 全 秦野町上大槻．．．	地上権者	大野與ご右衛門 印
全 全 大根村北矢名．．．	地上権者	平 井 守 蔵 印
全 全 土沢村上吉沢．．．	地上権者	濱 田 久 五 郎 印
全 全 金目村北金目．．．	地上権者	柳 川 藤 助 印
全 全 金目村南金目．．．	地上権者	宮 田 寅 治 印
全 全 岡崎村．．．．．	地上権者	佐 藤 奥 次 郎 印
全 全 城島村城所．．．．	地上権者	中 野 善 造 印
全 全 豊田村小嶺．．．．	地上権者	福 井 道 之 助 印
全 全 金田村寺田縄．．．	地上権者	小 泉 彌 太 郎 印
全 全 旭村出縄．．．．	地上権者	須 藤 源 次 郎 印

以上は、明治45年の事でした。ヤビツ峠の記念碑によると、その後、昭和27年4月

に平塚、秦野、伊勢原の三市で組織した水害予防組合が地上権を取得し、58年11月には土地所有者からの申出で春嶽山の所有権を取得しこの地の管理を実施しています。